

1. 保健所の設置主体の変更については、すでに決まっているのか、情報がよくわからない。また、県へ移管になれば法務局のように市外まで出向くことになるのか、(仮称)保健センターに移行後の役割、祭りやバザー等の際に行っている保健所への届出、市民の利用がどう変わるのかなど、具体的な中身をわかりやすく説明してほしい。さらに、保健所が県へ移管になっても遠くへ手続きに行かなくていいように、出張所や分庁舎の設置を検討するなど、市民サービスの低下にならないようにしてほしい。【所管部局：保健福祉部】

【回答】

大牟田市保健所は、国の保健所法施行令(現地域保健法施行令)の改正により、本市が保健所政令市に指定されたことから、昭和24年4月に福岡県から本市に移管され、以来70年の永きにわたり、地域における公衆衛生の専門機関として、市民の健康増進や本市地域の公衆衛生の発展に寄与してきました。

しかしながら、本市の人口は減少の一途をたどり、地域保健法施行令で定める保健所政令市の人口要件(20万人)を大幅に下回る状況にあります。

さらに、人口減少に伴う都市機能の縮小や財政状況の悪化等もあり、医事・薬事や感染症対策など、保健所業務を継続していくための専門人材や資機材の確保に苦慮しており、そのことが市民の健康危機管理や災害時等対応へのリスクに繋がりがねない厳しい実情にあります。

このような厳しい実情を踏まえ、市議会の合意のもと、平成30年9月、国に保健所政令市の指定解除をお願いし、県に本市保健所の実施主体となって頂くよう要望を行ったところです。

このような中、県では、国の政令が改正された場合は、県保健所への移行準備を進めて行くとされておりますが、現時点では、政令が改正されていないため、県保健所での市民の利用等がどのように変わるのか、具体的にお示しできないところです。

また、県への保健所移管に伴う市民の利便性への影響については、現在、本市としてどういう対応ができるのか検討しており、その対応方法等について、今後、県と協議をしていきたいと考えております。

一方で、保健所の県への移行に合わせ、市民の健康相談や保健指導など、地域保健に関して必要な事業を行う(仮称)保健センターについて、市として設置の検討を進めているところであり、その概要が明らかになり次第、市民、関係団体等に周知してまいりたいと考えております。